

写

交監第2号
令和4年4月15日

請求代表者 [REDACTED] 様

交野市監査委員 小串弘明

交野市監査委員 片岡弘子

住民監査請求に係る監査の結果について（通知）

令和4年2月16日付けで、請求人から提出された、地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求に係る監査の結果を、同条第5項の規定により次のとおり通知します。

交野市職員措置請求に係る監査結果

1. 請求の内容

別紙1記載のとおり

2. 請求書の受理

本件請求については、令和4年2月16日に収受し、一部について補正を求め、補正後、形式的な要件については具備しているものと認め、令和4年3月9日付けで受理した。

3. 個別外部監査契約に基づく監査

本件請求において請求人は、地方自治法（以下「法」という。）第252条の43第1項の規定に基づき、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めている。

議員選任監査委員は法第196条第1項の規定に基づく監査委員であり、また、監査委員の服務を定めた法第198条の3の規定により常に公正不偏の態度を保持して監査等をしなければならないとされている。以上のことから、請求人の申出理由は認められず、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを相当であると認めないと決定したので、法第252条の43第9項の規定に基づき、監査委員監査の請求であったものとみなし、監査委員による監査を実施した。

4. 請求の概要

請求人提出の交野市職員措置請求書による主張の要旨及び措置請求は次のとおりである。

（1）請求の要旨

ア 交野市が、都市計画道路事業星田駅前線整備に関し支出した費用1億1686万7207円の内、枚方市における延伸部分に係る整備費用は、「最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」と定めた法第2条第14項違反である。

イ 交野市は、枚方市・交野市にまたがる茄子作南区画整理事業では、2012年、2014年に927万7884円を支出しており、枚方市は最少の経費で事業を進行した。一方、星田北・星田駅北土地区画整理事業に関する協議では、「整備については、交野市が行う予定とする」のみで、枚方市の負担は、一顧だにされていない。

ウ 交野市が、都市計画道路事業星田駅前線整備に関し支出した費用1億1686万7207円の内、枚方市における延伸部分に係る整備費用は、枚方市の負担として協議さ

れるべき支出であり、交野市の不作為による地方自治法違反である。

(2) 措置請求

請求の要旨ア及びウに係る支出は、交野市民に過大な負担をもたらしており、交野市長に対して費用弁済等の適切な措置をとることを求める。

5. 監査対象部局

都市計画部第二京阪道路沿道まちづくり推進室

6. 監査の実施

(1) 関係職員の陳述等

ア 提出書類等

令和4年3月15日付で、都市計画部から監査に必要な関係書類の提出を受けた。

イ 監査対象部局からの事情聴取

令和4年3月17日に、関係職員から聴取を行い、監査の判断の参考とした。

ウ 関係職員

都市計画部長、都市計画部次長兼第二京阪道路沿道まちづくり推進室長

(2) 請求人への証拠の提出及び陳述の機会の付与

請求人に対し、法第242条第7項の規定に基づき、令和4年3月10日付で証拠の提出及び陳述の機会を付与したが、令和4年3月15日付で新たな証拠の提出及び陳述は行わないとされた。

7. 監査対象事項

(1) 交野市が、都市計画道路事業星田駅前線整備に関し支出した費用1億1686万7207円の内、枚方市における延伸部分に係る整備費用を負担したことは、「最少の経費で最大の効果を挙げるようしなければならない」と定めた法第2条第14項違反であるか。

(2) 交野市が都市計画道路事業星田駅前線整備に関して支出した費用1億1686万7207円の内、枚方市における延伸部分に係る整備費用は、枚方市の負担として協議されるべき支出であり、交野市の不作為による地方自治法違反であるか。

8. 監査結果

(1) 事実の確認

ア 監査請求事項の支出額1億1686万7207円に係る各種契約の締結並びに支出命令について、都市計画部から提出を受けた関係書類により確認した。

イ 各種契約並びに支出命令等の一覧は以下の①表のとおりである。

①表

番号	③-1	③-2	③-3	③-4
契約種別	委託契約			工事請負契約
契約名	(都) 星田駅前線街路事業分筆登記業務委託	都市計画道路星田駅前線街路事業及び小川排水路整備包括支援業務委託	星田駅前線下流水路他設計業務委託	高田1丁目用地畦整備工事
契約日	R2.10.1	R2.6.30	R3.3.3	R3.3.15
履行期間	R2.10.2 ～ R3.3.26	R2.7.1 ～ R3.3.31	R3.3.4 ～ R3.3.31	R3.3.16 ～ R3.3.31
支出命令日	R3.4.7	R3.4.27	R3.5.11	R3.4.8
支出金額(円)	1,298,000	対象額 22,928,400	5,154,600	345,400

番号	④-1	④-2	④-3	④-4
契約種別	物件移転補償契約			
契約日	R2.12.28	R2.12.28	R2.12.28	R3.1.8
支出命令日	R2.12.28	R2.12.28	R2.12.28	R3.1.8
	R3.3.16	R3.3.16	R3.3.11	R3.2.17
支出金額(円)	413,400	200,800	278,150	136,050
	413,400	200,800	278,150	136,050

番号	⑤-1	⑤-2	⑤-3	⑤-4	⑤-5
契約種別	土地売買契約				
契約日	R2.12.28	R2.12.28	R2.12.28	R3.1.8	R2.12.28
支出命令日	R3.2.24	R3.2.17	R3.2.17	R3.2.17	R3.2.17
支出金額(円)	6,511,110	11,422,622	24,275,480	14,164,367	2,859,400

番号	⑤-6	⑤-7	⑤-8	⑤-9
契約種別	土地売買契約			
契約日	R2. 12. 28	R3. 1. 25	R3. 1. 25	R3. 3. 3
支出命令日	R3. 2. 17	R3. 3. 2	R3. 3. 2	R3. 4. 9
支出金額（円）	4,033,080	10,462,338		11,355,610

ウ 本事案に係る交野市と枚方市との協議内容、並びに基本合意書を関係書類から確認した。

また、公の施設の区域外設置を定めた法第244条の3の規定に係る関係市町村の枚方市議会の議決を同様に確認した。

(2) 監査委員の判断

住民監査請求は、財務会計上の行為又は怠る事実を対象として行われるものであるところ、行為についての監査請求は、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをすることができないものとされている。そして、ここにいう当該行為とは、具体的な個々の財務会計上の行為をいうものと解される。

公金の支出に関する監査請求においては、支出負担行為、支出命令及び支出の各行為がそれぞれ監査請求の対象事項となるので、監査請求期間は、それぞれの行為のあった日から各別に計算すべきものとされている（平成14.7.16最高裁判決）。

請求人の主張の要旨は、「交野市の2020年度都市計画道路事業星田駅前線整備費への支出1億1686万7207円の内、枚方市内部分の土木費、街路事業費は、最少の経費で最大の効果を挙げるようしなければならないと定めた地方自治法第2条第14項違反である。」、「枚方市内部分の同支出は、本来、枚方市側の負担として協議されるべき支出であり、交野市側の不作為による地方自治法違反と言うべきであり、この費用弁済等を交野市長に対して請求することを求める。」というものであり、監査請求事項は地方公共団体の長の権限に属する「支出命令」と「支出負担行為」、また、「枚方市との協議」と解する。

監査請求に係る支出金額1億1686万7207円を支出負担行為ごとに分類した上記①表から、各支出命令日については、④-1～④-4の物件移転補償契約の一部前払い分（支出命令日令和2.12.28 3件、令和3.1.8 1件）を除き、監査請求日（令和4.2.16）の前1年以内であり、当支出命令については適法な請求期間内の監査請求であると解する。

一方、その支出命令の原因行為である支出負担行為として、委託契約、工事請負契約、物件移転補償契約、土地売買契約があげられており、①表の当契約に係る契約日或いは

履行期間終了日から、委託契約及び工事請負契約全件と土地売買契約⑤-9については、適法な請求期間内の監査請求であると解するが、それ以外の物件移転補償契約全件と土地売買契約⑤-1～⑤-8については適法な請求期間を超過した監査請求というべきであり、また、請求人主張の正当理由「本件措置請求は交野市の2020年度決算についての監査を請求するものである。2020年度決算は、2021年3月末をもってなされる。」についても、上記平成14.7.16最高裁判決の判示から認められないところである。

よって、前述の④-1～④-4の物件移転補償契約の一部前払い分の支出命令4件と物件移転補償契約全件と土地売買契約⑤-1～⑤-8についての監査請求は不適法なものであるといわざるを得ない。

しかしながら、支出命令はそれに先行する支出負担行為（契約）と無関係ではないし、支出負担行為が違法である場合に後行の支出命令がいわばその違法性を承継して違法になるという場合もあり得るところであり、平成25年3月21日の最高裁判決ではその関係性について次のとおり示されている。「普通地方公共団体が締結した支出負担行為たる契約が違法に締結されたものであるとしても、それが私法上無効でない場合には、当該普通地方公共団体が当該契約の取消権又は解除権を有しているときや、当該契約が著しく合理性を欠きそのためその締結に予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存し、かつ、当該普通地方公共団体が当該契約の相手方に事実上の働きかけを真しに行えば相手方において当該契約の解消に応ずる蓋然性が大きかったというような、客観的に見て当該普通地方公共団体が当該契約を解消することができる特殊な事情があるときでない限り、当該契約に基づく債務の履行として支出命令を行う権限を有する職員は、当該契約の是正を行う職務上の権限を有していても、違法な契約に基づいて支出命令を行ってはならないという財務会計法規上の義務を負うものとはいえず、当該職員が上記債務の履行として行う支出命令がこのような財務会計法規上の義務に違反する違法なものとなることはないと解するのが相当である。」

以上の観点を踏まえ、上記の物件移転補償契約全件と土地売買契約⑤-1～⑤-8についても、監査対象として取り上げるものとする。

「枚方市との協議」については、公の施設の区域外設置について定めた法第244条の3第1項の規定によるものであり、その協議を受けて平成29年12月26日付けで「星田北エリアでのまちづくりにおける基本合意書」が枚方市と交わされ、その中で「枚方市域における都市計画道路「星田駅前線」の整備等については、交野市が行う。」と双方合意されていることが認められる。この合意書に基づき、前述の各支出負担行為（契約）が締結され、その契約に基づく債務の履行として各支出命令がなされるという流れになっている。

請求人は、枚方市内部分の整備は枚方市側の負担として協議されるべき支出であり、交野市側の協議不作為である旨主張されている。しかし、この協議事項並びに合意書自

体については、財務会計上の行為にあたらず、監査請求の対象とはならないものとされている。

以上の諸点を踏まえ、先ず、支出命令の原因行為である支出負担行為（契約）全件の監査を行ったが、全件に共通する事項として、枚方市内部分の整備を交野市が実施している状況が見られ、その原因について調べる必要があることから前述の協議事項を取り上げるものとする。

協議内容としては、枚方市域における都市計画道路「星田駅前線」の整備等については、交野市の資金により交野市が施行することとし、枚方市は事業進捗に協力を行う、となっている。

この協議については、前述のとおり公の施設の区域外設置を定めた法第244条の3第1項の規定によるものであり、道路法第8条第4項の規定による関係市町村の枚方市の議会の議決（平成30年12月10日）を経て、同法同条第5項の規定により、法第244条の3第1項に規定する協議が成立したものとみなされた、法の裏付けのある適法な協議と認められる。

請求人は主張の中で、交野市側の協議不作為や法第2条第14項違反をいわれるが、「協議」にあたっては、交野市は交野市としての判断があり、枚方市は枚方市としての判断があり、お互い双方で協議した結果、前述の協議内容となったものであり、結果として本事案のように一方のみの費用負担ということも協議の性質上あり得るところであり、それのみをとらえて、協議不作為であるとか最少の経費で最大の効果を挙げるようにしていないといえるものではないと判断する。

また、当「協議」は協議内容を含めて前述のとおり法第244条の3第1項の規定に基づく適法な「協議」であると認められ、それに対し、同じ法律である地方自治法の第2条第14項違反であるといわれるのでは失当であると考える。

支出負担行為（契約）全件（①表の③-1～⑤-9まで）について、関係資料をもとに個別に監査した結果、全件とも適正に執行されていることが認められた。

次に、上記の適正な支出負担行為に基づく債務の履行である各支出命令の監査を全件（上記④-1～④-4の一部前払い分を除く。）、関係資料をもとに実施した結果、全て適正に執行されていることが認められた。

（3）結論

以上から、本件請求に係る請求人の主張には理由がないので、請求人の請求を棄却する。

また、①表の④-1～④-4の物件移転補償契約の一部前払い分の支出命令（支出命

令日令和2.12.28 3件、令和3.1.8 1件)については、監査請求できる期間を超過しており、正当な理由もないため却下する。

なお、請求書の第二で茄子作南に係る交野市の支出を述べている部分については、今回の請求事案の支出と関係のない支出であるため、取り上げず却下とする。

以上

交野市市職員措置請求書

交野市長に関する措置請求の要旨

1. 請求の要旨

(別紙)

2. 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査による求めることを
求める理由…

監査委員である交野市議員 1 名は、2020 年度予算、決算について既に
賛否を表明している者であり、当該議員の見解が監査結果に關係し、中立・公平性が担保されないため、より第三者的と考えられる個別外部監
査を求めるものである。

3. 請求者

(代表)

住所

職業

氏名

(請求者)

住所

職業

氏名

上記、地方自治法第 242 条第 1 項の規定により、別紙事実証明を添え、
必要な措置を請求します。併せて、同法第 252 条の 43 第 1 項の規定によ
り、当該請求に係る監査について、監査委員の監査に代えて個別外部監査契
約に基づく監査による求めます。

本件措置請求は、交野市の 2020 年度決算についての監査を請求するもの
である。2020 年度決算は、2021 年 3 月末をもってなされる。

2022 年 2 月 15 日

交野市市監査委員 あて



交野市黒田市長に関する措置請求の要旨

1 請求の要旨

交野市は、星田駅から北に延びる都市計画道路星田駅前線を、第2京阪国道を越えた星田北土地区画整理地域を通過するだけでなく、枚方市内へも延長し府道に接続しようとしている。

用地買収・道路建設にあたって、交野市内だけでなく、枚方市内の土地も交野市が購入、建設費用をまかない、完成後は枚方部分の管理は枚方市に任せるとしている。

事実 2020 年度、都市計画道路事業星田駅前線予算の内、枚方市内部分への延長を含めた土木費、街路事業費 2 億 6 千万円を予算として計上し、昨年 6 月 7 日になされた交野市公文書開示によると、1 億 1 6 8 6 万 7 2 0 7 円を支出している。

しかも、交野市公文書開示によると、枚方市と交野市の「星田北・星田駅北の土地区画整理事業に関わる協議の全て」は、2017 年 (H29 年) 8 月 29 日に行なわれ、この場で「2. 都市計画道路星田駅前線の枚方市域について」が議題とされたにも関わらず、「整備については、…交野市が行う予定とする。」とされており、枚方市側の負担については一顧だにされていない。

これは、地方自治法第 1 編第 2 条の 14 で定めた、「地方公共団体は、…最少の経費で最大の効果を挙げるようしなければならない。」の規定に反するものである。

しかしながら一方、枚方市・交野市にまたがる、近辺の茄子作南地区土地区画整理の両市の費用分担について、枚方市主導の事業であるにもかかわらず、2012 年 (H24 年) 度には、測量委託業務費 154 万 2240 円の内、交野市が 53 万 9784 円を負担、文化財試掘調査委託費 1001 万 9400 円の内、交野市が 594 万 900 円を負担している。また、2014 年 (H26 年) 度には、まちづくり計画策定設計業務費 799 万 2000 円の内、交野市が 279 万 7200 円を負担している。最少の経費で最大の効果を挙げるようにならなければならぬことは枚方市であって、交野市ではそれがされていない。

第一 交野市の 2020 年度都市計画道路事業星田駅前線整備費への支出 1 億 1 6 8 6 万 7 2 0 7 円の内、枚方市内部分への延長を含めた土木費、街路事業費は、「最少の経費で最大の効果を挙げるようしなければならない」と定めた地方自治法第 1 編第 2 条の 14 違反である。

第二 交野市は、枚方市・交野市にまたがる近辺の茄子作南区画整理事業において、2012年、2014年に支出した費用1955万3640円の内、927万7884円を負担しており、枚方市は最少の経費で事業を進行させた。しかるに、交野市は2017年8月29日に行なわれた「星田北・星田駅北の土地区画整理事業に関する協議」の場において、「整備については、…交野市が行う予定とする」と述べるのみで、枚方市側の負担については一顧だにされていない。

第三 以上の様に、交野市の2020年度都市計画道路事業星田駅前線整備費1億1686万7207円の内、枚方市内部分への延長を含めた土木費、街路事業費は、本来枚方市側の負担として協議されるべき支出であり、交野市側の不作為による地方自治法違反と言うべきであり、この費用の弁済を交野市長に求める。

監査委員が公正な監査を実施し、星田北・星田駅北の土地区画整理と共に行われている都市計画道路事業への市費支出において交野市民に過大な負担をもたらしたことについて、交野市長に対して費用弁済費用請求など適切な措置をとることを求めるものである。